

公立大学法人沖縄県立芸術大学職員の降任、休職及び解雇に関する規程

令和3年4月1日

沖芸大規程第19号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員就業規則(令和3年沖芸大規則第4号。以下「就業規則」という。)第11条、第16条及び第22条の規定に基づき、職員の降任、休職及び解雇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、別に定められている沖縄県の沖縄県職員の分限に関する条例(昭和47年条例第4号)、その他沖縄県の条例、規則、関係例規、通知等を準用する。

(降任、休職及び解雇の手続)

第2条 理事長が、就業規則第14条第1項第1号の規定に該当するものとして職員を休職にする場合及び第22条第2項第2号の規定に該当するものとして職員を解雇する場合においては、医師2名を指定して、あらかじめ診断を行わせなければならない。

2 職員の意に反する降任、休職及び解雇の処分は、職員に、その旨を記載した書面を交付して行う。

3 前項の辞令等の交付を行う際に、これを受けるべき職員の所在を知ることができない場合においては、その内容を民法(明治29年法律第89号)第98条第2項に定める方法によって公示することにより、その意思表示を行う。この場合には、民法第98条第3項の規定により、公示された日から2週間を経過したときに辞令等の交付があったものとみなす。

(休職の効果)

第3条 休職者は職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 休職者の給与に関しては、公立大学法人沖縄県立芸術大学職員給与規程(令和3年沖芸大規程第14号)の定めるところによる。

3 休職の期間が満了したときにおいて、特別の事情がある場合は、改めて休職にすることができる。

(解雇の例外)

第4条 理事長は、業務遂行中の交通事故により禁錮又は懲役の刑に処せられた職員で、その刑の執行を猶予されたものについては、情状により、解雇しないものとすることができる。

2 前項の規定により解雇されなかった職員が刑の執行猶予を取り消されたときは、解雇するものとする。

(雑則)

第5条 この規程に定めるほか、職員の降任、休職及び解雇に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日理事長決裁）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の規定により別に定めるものとされている事項については、これに関する定めがなされるまでの間、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用する。
- 3 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合で必要があると認めるときは、沖縄県及び沖縄県人事委員会の関係例規及び通知等を準用することができる。